

構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築WG

中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会

合同会合 報告書（抄）

（平成 26 年 12 月）

3－9. 実施計画

条約においては、第 20 条に基づき、国内の事情を考慮してこの条約の義務を履行するために実施計画を作成し、実施することができることとされている。条約の求める水銀のライフサイクルにおける対策の対象範囲は極めて広く、ステークホルダーも広範であり、多くの既存法令も関係していることから、条約を受けて実施する水銀対策の全体像や将来像を包括的に示し各種施策の密接な連携を確保するため、国において実施計画を作成することとし、策定方法、定期的なフォローアップ等を確保することも検討すべきである。

この実施計画には、①関係者の責務（※ 1）や、②各種の法令で担保するもの、③条約で努力規定として定められている各種の事項（※ 2）等を包括的に含めることを検討すべきである。

また、我が国においては各ステークホルダーの努力により先進的な取組が進んで来ており、これら先進的な水銀使用・排出低減技術やリサイクルシステム等を用いて世界における水銀の使用削減に貢献することが重要であることから、こうした技術・システムの海外展開の促進についても盛り込むべきである。

※ 1 これまでの各主体の取組状況も踏まえ、各主体の役割分担は以下のように考えるべきである。

- 国民：生活に伴う水銀使用・排出の削減（水銀添加製品に代替する製品がある場合に当該製品の選択に努めること等）、水銀添加製品等の適正な分別廃棄 等
- 事業者：産業活動における水銀使用・排出の削減、水銀使用の代替、水銀添加製品等に関する情報提供、水銀添加廃製品の分別・回収の促進 等
- 行政：包括的な水銀対策の制度の構築と適切な実施、普及啓発、国際協力（途上国支援、モニタリング）、研究開発、水銀添加廃製品の分別・回収の促進、マテリアルフローの作成 等

※ 2 国際協力、普及啓発、研究開発、排出・放出等の目録、環境モニタリング 等